

本県関係国会議員 宛

新型コロナウイルス感染症対策に関する
要 請 書

【令和3年6月】

福島県町村会
会長 宮本 皓一

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症は、現在、第4波と言われる感染の波が全国に広がっており、加えて感染力の強い変異株の感染も拡大しているなど、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。

このような中、感染収束の切り札として期待されるワクチンについて、国は7月末までに高齢者への接種を完了させることを目指しているが、計画どおり進めるためには、医療従事者の確保はもちろん、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例等の情報を含め、より具体的な供給スケジュールや配分量等が速やかに提示されることが不可欠である。

我々は、安全・安心の砦となる医療の崩壊を阻止し、停滞する国内経済を再生するため、これ以上の感染拡大を抑制しなければならない。

よって、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させ、安全・安心な暮らしを取り戻せるよう、次の事項について強く要請する。

1. 感染拡大防止対策について

新規感染者数や重症者数、病床利用率が高止まりにあるなど、依然として予断を許さない状況にあることを踏まえ、科学的根拠や知見、対策の対象や達成目標を明確に示したうえで、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を実施すること。

また、感染力が強く、重症化しやすいとされるインド株やイギリス株について、国民にこれまで以上の警戒とマスク着用や十分な換気等の基本的感染対策の徹底を促すこと。

2. 医療提供体制等の充実・強化について

- (1) 中山間地域等の医療体制が脆弱な町村において院内感染やクラスターがひとたび発生すれば、地域医療全体の崩壊につながりかねないことから、広域的な支援体制をさらに強化するとともに、地域医療体制の拡充を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠など、医療機関や各都道府県の実情と取組内容に沿った財政支援を行うこと。
- (3) 医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付やN95マスクや非滅菌手袋、個人防護具（PPE）など医療物資の供給を継続すること。

(4) PCR検査や抗原検査等の検査体制を拡充すること。

また、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）について、迅速化や飲食店への重点化などを効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等へつなげることを含めて、モニタリング結果を活用した対策を講じること。

(5) インド株を含めた変異株のスクリーニング検査を地域で実施できるよう、早急に実効性のある体制整備を図ること。また、地域における遺伝子解析を支援するため、専門知識・技術を有する職員の長期派遣や施設・設備への補助、試薬・機材の安定供給確保を図るとともに、それら経費は国が全額財政措置すること。

(6) 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進めるとともに、これら情報を国と地方公共団体で共有すること。

3. 万全な経済対策の実施について

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、地方公共団体が必要とする額について、引き続き、交付金の確保を行うとともに、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。

(2) 持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、企業規模に応じた支給額の引き上げを行うとともに、民間金融機関の無利子融資の申し込み再開及び償還・据え置き期間の延長を図ること。

(3) 月次支援金等の支援措置についても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置対象地域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引き上げ、売り上げ要件の緩和等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出等の簡素化による迅速な給付を図ること。

(4) 雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外にも含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長すること。また、事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけること。

(5) 休業支援金・給付金制度の活用に向けた周知徹底を図るとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

- (6) 「中小企業事業再構築促進事業」について、新規性要件等の補助対象要件を緩和するとともに、「中小企業生産性革命推進事業」についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。
- (7) 国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落により収入減となった農林業者、畜産業者、水産業者に対し、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等による効果の検証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。
- (8) 需要の落ち込みが著しい観光及び飲食関連事業者に対し、休業要請等に係る補償や雇用維持のための支援を拡充するとともに、感染収束後の消費喚起・需要拡大策を強化すること。
- (9) 令和2年度限りとされている減収補てん債の対象税目拡大について、新型コロナウイルス感染症による影響が続いている間は、令和3年度以降も継続すること。

4. 円滑なワクチン接種の実施について

- (1) ワクチン接種については「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。
- (2) 複数のワクチンが混在して流通した場合の配分や接種会場で使用するワクチンを選択する際の考え方を明確に示すとともに、適切な管理の仕方にも相違があるため、医療従事者にも迅速に情報提供を行うこと。
また、広く国民に対しワクチン接種の安全性・有効性、副反応等のリスク等の正確な情報提供を行うこと。
- (3) 高齢者への優先接種完了後の一般接種を円滑に実施できるよう、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、具体的な供給スケジュールや配分されるワクチンの種類や量等について、確定日付で提示するなど迅速かつきめ細やかな情報提供を行うこと。
- (4) ワクチン接種の実施にあたり、避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。なお、廃炉作業等を担う作業員への接種は、プラントごと、事業所ごとの職域接種とするよう働きかけること。
- (5) 職場や大学等での職域接種にあたっては、病院を持つ企業や医学部のある大学ばかりではないことから、医療スタッフの確保や会場確保等への支援を行うこと。

- (6) 中山間地域等の条件不利地域においては、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、医師派遣や潜在看護師の掘り起こし、各種団体への働きかけを行うなど、必要な支援を行うこと。
- (7) ワクチン接種の実施にあたっては、市町村の負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。
- (8) 「ワクチン接種記録システム（VRS）」については、安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システム利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。
- (9) 町村が設置する相談窓口等において混乱が生じないように、引き続き、想定問答など必要な情報提供を行うこと。
- (10) 国家的重要戦略として国内臨床試験の推進を含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援を行い、十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特效薬の研究・実用化を支援するほか、治療法の確立を実現すること。

5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- (1) 感染者はもとより、医療・介護従事者やその家族等に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。
- (2) 外国人住民への適切なワクチン接種のため、コールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実にを行うこと。
- (3) コロナ禍によって深刻化している、孤独・孤立対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。